

昭和六十年三月二十九日受領
答弁 第二一〇号

内閣衆質一〇二第二〇号

昭和六十年三月二十九日

内閣総理大臣 中曾根 康弘

衆議院議長 坂田 道太殿

衆議院議員竹村泰子君提出EDB（二臭化エチレン）くん蒸代替方法に関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

衆議院議員竹村泰子君提出 E D B (二臭化エチレン) くん蒸代替方法に関する質問に
対する答弁書

一から四までについて

- (一) アメリカ合衆国環境保護庁が E D B の使用規制措置を講じたことに対応して、かんきつ類、パイヤ等の輸出国においては、E D B くん蒸に代替する消毒方法として、低温処理、蒸熱処理等による方法の開発が進められている。

このような消毒方法の確立時期については、各国における開発の進ちよく状況のいかんによるが、我が国としては、極力早期に確立するよう要請しているところである。

- (二) 南西諸島の一部にはミカンコミバエ及びウリミバエが存在することから、これらの地域内にあるいんげんまめ等の生果実については、消毒を行わなければ移動することができないこ

ととされており、このため、昭和五十八年度から、植物防疫所において、いんげんまめの生果実についてEDBくん蒸に代替する消毒方法の開発を行つてきているところであるが、かんきつ類、パイヤ等に比べた場合、消毒により商品価値が損なわれやすいため、現在までのところ開発の見通しは立っていない。

なお、南西諸島においては、消毒を行うことなく移動することができるようになるべく、ミカンコミバエ及びウリミバエの根絶に努めているところである。

五及び六について

EDBくん蒸に代替する消毒方法が確立され次第、植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）等を改正して、これを採用することを検討したいと考えている。

なお、南西諸島産のいんげんまめ等の生果実については、ミカンコミバエ又はウリミバエが根絶された地域から、順次同規則を改正し、消毒を行うことなく、移動することができるよう措

置してまいりたい。

右答弁する。